

庄内広域水道企業団企業管理規程第17号

庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（令和8年庄内広域水道企業団企業管理規程第16号。以下「事業者規程」という。）第8条の規定に基づき行う指定の取消し（以下「指定の取消し」という。）及び第9条の規定に基づき行う指定の停止（以下「指定の停止」という。）の基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査及び報告等)

第2条 企業長は、指定事業者が事業者規程第8条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）を行った疑いがあるときは、速やかにその事実関係について職員に調査をさせるものとする。

2 前項の調査を行う職員は、同項の調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに違反行為を行った指定事業者に当該違反行為を是正するように指導するとともに、7日以内にてん末書を提出させるものとする。

3 第1項の規定により調査を行った職員は、前項のてん末書の提出の有無にかかわらず、速やかに指定工事事業者違反報告書（様式第1号）を作成し、総務課長に提出しなければならない。

4 総務課長は、指定工事事業者違反報告書の内容を確認精査し、意見を付して事務局長（事務局長が欠けたときは技監）及び企業長に報告しなければならない。

(違反行為処分審査検討会の開催)

第3条 総務課長は、前条第4項の報告を行ったときは、必要に応じて違反行為処分審査検討会（以下「検討会」という。）を開催し、違反行為の内容が別表第1及び別表第2により口頭注意、文書注意、指定の停止又は指定の取消し（以下「処分等」という。）に該当するか検討を行う。

2 前項の検討会を開催したときは、その結果を企業長に報告しなければならない。

3 検討会は、企業長が指名した職員をもって構成する。

(処分の基準)

第4条 違反行為に対する指定の取消し及び違反点数（以下「点数」という。）の付与は、別表第1により行う。

- 2 前項の累積点数による処分等は、別表第2により行う。ただし、第2条第2項に定める指導に従った場合又は斟（しん）酌すべき特段の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 違反行為が、2以上の工事に該当し、又は別表第1に定める2以上の項目に該当するときは、それぞれの点数を加算する。
- 4 指定事業者に付与された点数は、当該点数の付与された日を起算日として2年を経過しなければ消滅しない。ただし、指定の取消し又は指定の停止（以下「指定の取消し等」という。）を受けたときは、当該処分のあった日をもって消滅する。

（意見陳述のための手続）

第5条 企業長は、第3条の検討会の報告又は前条の規定により、違反行為の内容が指定の取消し等に該当すると認めるときは、速やかに当該処分の対象となるべき者について、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続を行うものとする。

- （1）指定の取消し 聴聞
- （2）指定の停止 弁明の機会の付与

- 2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第2号）により当該指定事業者に通知するものとする。
- 3 聴聞は、総務課長が主宰する。
- 4 第2項の通知を受けた者は、聴聞の期限への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書（様式第3号）及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 5 総務課長は、当該聴聞を終結したときは、聴聞調書（様式第4号）及び聴聞報告書（様式第5号）を作成し、企業長に報告しなければならない。
- 6 弁明の機会の付与に当たっては、弁明の機会の付与に関する通知書（様式第6号）により通知するものとし、期限を定めて弁明書（様式第7号）の提出を求めるものとする。
- 7 総務課長は、前項の弁明書の提出の有無にかかわらず、弁明報告書（様式第8号）により、企業長に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、意見陳述のための手続に関しては、庄内広域水道企業団行政手続条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第7号）の定めるところによる。

（審査委員会への報告）

第6条 総務課長は、前条に定める意見陳述のための手続を終えたときは、聴聞報告書又は弁明報告書の内容を参酌して、違反行為に対する処分方針（案）（様式第9号）を作成し、事業者規程第19条に規定する庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告しなければならない。

（審査委員会）

第7条 企業長は、違反者に対して指定の取消し等をしようとするときは、審査委員会を開催し、指定の取消し等の内容の審査を行うものとする。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）委員長 事務局長
 - （2）副委員長 技監
 - （3）委員 総務課長、各事務所長

- 3 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査委員会の庶務は、総務課が行う。
(指定の取消し等の決定)

第8条 指定の取消し等の決定は、審査委員会の審査結果により企業長が行う。
(処分等の通知等)

第9条 違反者への指定の取消し等の通知は、企業長が行う。この場合、原則として通知書(様式第10号)により来庁を求め、処分決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

- 2 口頭注意は、総務課長が行うものとする。
- 3 文書注意は、総務課長が注意書(様式第12号)により行うものとする。
(周知)

第10条 指定の取消し等を行ったときは、事業者規程第10条の規定により公示するとともに、関係機関に周知する。
(処分後の工事施行)

第11条 違反者が指定の取消し等を受けた時点において、未竣工の工事があるときは、その工事に限り施行することができるものとする。
(主任技術者に対する措置)

第12条 企業長は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の4に定める給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)が、法第25条の5第3項に規定する主任技術者免状の返納命令に該当する重大な違反行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に通知するものとする。

- 2 前項の通知を行わない場合で、企業長が必要と認めるときは、当該違反行為を行った主任技術者に対し、指導を行うこととする。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の違反行為に対する処分に関し必要な事項については、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の酒田市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱(令和2年酒田市企業告示第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	指定給水装置工事事業者規程		違反行為	処分基準	（事業者規程第9条） 斟酌すべき特段の事情がある場合又は指導に従った場合	
	根拠条項等				違反行為に係る指導方法又は対応	違反点数(点)
指定要件の違反	第8条第1号	第3条第1項	1. 不正の手段により給水装置工事事業者の指定を受けたとき。	指定の取消し		指定の取消し
	第8条第2号	第4条第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	指導により休止・廃止の届出書を提出した場合	10
		第4条第2号	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	国が定める機械器具を指導により所有した場合	10
		第4条第3号ア・カ	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるとき（法人の場合役員含む。）。	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	-
		第4条第3号イ・カ	4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき（法人の場合役員含む。）。	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	-

	第4条 第3号 ウ・カ	5. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき（法人の場合役員含む。）。	指定 の 取 消 し		指定の 取 消 し
	第4条 第3号 エ・カ	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき（法人の場合役員含む。）。	指定 の 取 消 し		指定の 取 消 し
	第4条 第3号 オ	7. 下記の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者と判明したとき。			
		ア) 工事の変更及び完了等の届出を行わないとき。	指定 の 取 消 し	指導により改善が見られた場合	50
		イ) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定 の 取 消 し	審査委員会の審議による	(審査 委員会 審議)
		ウ) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定 の 取 消 し	審査委員会の審議による	(審査 委員会 審議)
		エ) 給水装置工事設計審査申請書を提出せずに給水装置工事に着手したとき。	指定 の 取 消 し	斟酌すべき特 段の事情があ ると認められた場 合	200
		オ) 給水装置工事設計審査申請書を提出はしたが、企業長の承認を得る前に工事に着手したとき。	指定 の 取 消 し		100
		カ) 給水装置工事完成後、完了検査を受けずに給水したとき。	指定 の 取 消 し		100
		キ) 無断通水の実施又は無断通水が可能となる工事を実施したとき。	指定 の 取 消 し		200
	ク) メーターの不正使用等をしたとき。	指定 の 取 消 し	200		

				消し		
			(8)道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定の取消し		200
			(9)その他庄内広域水道企業団給水条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第30号。以下「給水条例」という。）及び企業長が別に定める給水装置工事に係る施工指針の規定に違反したとき（法人の場合役員含む。）。	指定の取消し		100
		第4条第3号オ・カ	ケ) その他の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者と判明したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
		第4条第3号オ	コ) 指定停止処分中に工事を施工したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
変更の届出義務違反	第8条第3号		1.下記事項について変更の届出をしないとき。			
		第7条第1項第1号	ア) 事業所の名称及び所在地に変更があった日から30日以内に届出しないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第7条第1項第2号	イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第7条第1項第3号	ウ) 法人の役員の氏名に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第7条第1項第4号	エ) 選任されている主任技術者の氏名等又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10

		第7条第3項	オ) 指定工事業者が事業を廃止又は休止した日から30日以内に、また、事業を再開した日から10日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
			2. 上記ア～オについて虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
主任技術者の選任等違反	第8条第4号	第12条第1項	1. 指定工事業者が指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し企業長に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第12条第2項	2. 指定工事業者が選任した主任技術者が欠けるに至った日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、企業長に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第12条第3項	3. 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第12条第4項	4. 主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者を兼務し、職務を行うに当たって支障が発生したとき。	指定の取消し	指導により兼務を解除した場合	10
事業の運営に関する基準	第8条第5号	第13条第1号	1. 給水装置工事ごとに指定工事業者が選任した主任技術者を指名しないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合は、処分の適用外	-
		第13条第2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又は、その者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	100

違反	第13条第3号	3. 市の給水区域において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するとき、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	200	
	第13条第4号	4. 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会の確保するように努めなかったとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10	
	第13条第5号ア	5. 給水条例第10条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	200	
	第13条第5号イ	6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10	
	第13条第6号	7. 施工した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に施主の氏名又は名称、施行の場所、施行完了月日、主任技術者氏名、竣工図、工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項、構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存しないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合記載	50	
工事施	第8条第6号	第17条	1. 給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	50

工 に 関 す る 義 務 違 反	第 8 条 第 7 号	第 1 8 条	1. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出に関する企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指 定 の 取 消 し	指 導 により改 善が見られた 場合	50
	第 8 条 第 8 号		1. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指 定 の 取 消 し	審 査 委 員 会 の 審 議 による	(審 査 委 員 会 審 議)

別表第 2(第 4 条関係)

累積点数による処分等の基準

累積点数	処分等の内容
50 点未満	口頭注意
50 点以上 100 点未満	文書注意
100 点以上 100 点ごとに 600 点まで	1 箇月間の指定の停止(最長 6 箇月間とする。)
600 点を超えたとき	指定の取消し

様式第1号(第2条関係)

年 月 日	
指定工事業者違反報告書	
庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱に定める違反行為を認めたので、同要綱第2条第3項の規定により報告します。	
1 違反項目	
2 違反場所	
3 指定事業者及び給水装置工事主任技術者名	
4 発見日・発見者・発見の状況	年 月 日 職名 氏名
5 事情聴取内容等	
6 報告者	職名 氏名
7 意見	職名 氏名

第 年 月 日 号
様
庄内広域水道企業団企業長 印
<h2>聴聞通知書</h2>
次のとおり聴聞を行いますので、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 聴聞の件名	
2 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項	
3 不利益処分の原因となる事実	
4 聴聞の期日及び場所	年 月 日 () 時 分
5 主宰者の氏名及び職名	
6 聴聞に関する事務担当	

(備考)

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類や証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出すること、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、企業長に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結する場合があります。

年 月 日

庄内広域水道企業団企業長 様

届出者 住所
氏名

陳 述 書

庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第5条第4項の規定による陳述書を次のとおり提出します。

聴 聞 の 件 名

聴聞に係る不利益処分の原因となる
事実その他当該聴聞に係る事案に対
する意見

様式第4号（第5条関係）

聴聞調書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名	氏名	⑩
聴聞の件名					
聴聞の期日及び場所					
指定給水装置工事事業者名					
陳述書提出の有無					
聴聞出頭の有無		出 頭 不出頭（理由）			
出頭者の職名及び氏名					
企業団職員が行った説明の要旨					
証拠書類等の標目					
その他参考となるべき事項					

聴聞報告書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名	氏名	④
聴聞の件名					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に対 しての見解					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由					

第 年 月 日

様

庄内広域水道企業団企業長



弁明の機会の付与に関する通知書

次のとおり弁明の機会を付与しますので、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第 5 条第 6 項の規定により通知します。

1 弁明の機会の付与の件名	
2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項	
3 不利益処分の原因となる事実	
4 弁明書の提出先	
5 弁明書の提出期限	年 月 日

(備考)

弁明書の提出に併せて証拠書類や証拠物を提出することができます。

年 月 日

庄内広域水道企業団企業長 様

提出者の住所
氏名

弁 明 書

年 月 日付けで通知のあった弁明の機会の付与に関し、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第5条第6項の規定による弁明書を次のとおり提出します。

弁明の機会の付与の件名

不利益処分の原因となる事実
その他当該事案の内容について
の意見

年 月 日

弁明報告書

弁明の機会の付与の件名	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由	

年 月 日

庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者
違反行為処分審査委員会

職名
氏名 ⑩

処分方針（案）

違反行為に当たり、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第6条の規定により、次のとおり処分方針（案）を作成したので報告いたします。

1 処分の内容	
2 違反行為等の内容	
3 違反点数の内容	今回の違反点数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u> </u> 点 過去2年分の累積違反回数(今回含む。)・・・・ <u> </u> 回 過去2年分の累積違反回数(今回含む。)・・・・ <u> </u> 点

様式第10号(第9条関係)

通 知 書

第 年 月 号
日

様

庄内広域水道企業団企業長

印

庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第9条第1項の規定により、次により来庁を求めます。

1 来庁を求める日時及び場所

2 理 由

※ なお、来庁の際はこの通知書を持参し、担当者に提示してください。また、上記の日時に来庁できない理由がある場合は、事前に連絡してください。

処 分 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

庄内広域水道企業団企業長



庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第8条の規定により次のとおり処分を決定したので、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第9条第1項の規定により通知します。

- 1 違反行為に対する処分
指定の取消し
指定の停止 [ただし、 年 月 日から
年 月 日まで]
- 2 処分の理由
- 3 処分年月日 年 月 日
- 4 累積点数等
前回までの点数 点
今回の違反点数 点
累積点数 点

(不服申立て等)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、庄内広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、庄内広域水道企業団を被告として(訴訟において庄内広域水道企業団を代表する者は庄内広域水道企業団企業長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 意 書

第 年 月 日 号

様

庄内広域水道企業団企業長



庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程に違反する行為があったので、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱第9条第3項の規定により注意する。

なお、今後は違反行為のないよう水道法及び関係法規並びに庄内広域水道企業団給水条例及び関係規定を遵守の上、業務を行うよう留意願います。

1 違反の項目

2 累積点数等

前回までの点数 点

今回の違反点数 点

累 積 点 数 点(起算日 年 月 日)

※ 今回付与された点数は、付与された日(起算日)から2年間は消滅しません。
この期間内に違反行為があった場合は、点数が累積加算されます。